

# 建築物の定期報告を行っていますか？

定期報告(建築物の健康診断)とは...

『建築基準法第12条に基づく点検・報告』

多数の方が利用する病院や店舗などでは、火災・災害時に建物や建築設備等の維持管理不足が原因で、大きな惨事につながる場合があります。このような事態を未然に防ぎ、建物を安全に使い続けるためには、建物や建築設備等の定期的な点検が重要です。建築基準法ではその所有者または管理者が、専門の技術者に調査・検査をお願いし、その結果を定期的に特定行政庁(大分市)に報告するように定めています。この制度を『定期報告制度』と言います。

建築物

建築設備

防火設備

定期報告における点検対象は3つ！

まずは対象建築物かどうか建築士や建築会社などに確認してもらいましょう！

大分市では建築物・建築設備等の報告が必要な年度に、対象と思われる建築物・建築設備等の報告義務者(所有者または管理者)へ定期報告の案内を送付しています。

※定期報告対象外であっても案内が送付されている場合があります。

## 対象建築物用途一覧

- 物販店舗
- 映画館
- ホテル
- 飲食店
- ボーリング場
- 病院 等



詳しくは裏面へ



対象建築物の場合  
対象設備があるか確認！！



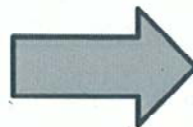
対象外の場合

## 対象設備一覧

- 昇降機等
- 換気設備
- 排煙設備
- 非常用の照明装置
- 防火設備

※消防署が行う消防設備の点検とは別の検査になります。

詳しくは裏面へ



対象外理由報告書を提出  
※様式はHPに掲載しています。

対象設備がない場合

※建築物の定期報告の提出は必要です。

※病院、就寝用福祉施設等に対象防火設備がある場合  
⇒床面積200㎡以上を病院・就寝用福祉施設等として利用していれば、建築物の報告対象外であっても防火設備定期報告が必要です。



定期報告の提出





## ○対象建築物一覧 報告は3年毎

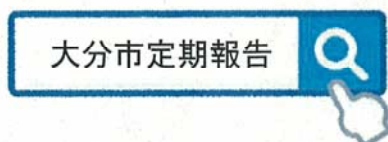
	用途	要件(いずれかに該当するもの)
グループA (平成31年度)	百貨店 物販店舗 遊技場 飲食店 等	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上 ④地階にあるもの(100㎡超)
グループB (平成32年度)	劇場 映画館 演芸場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の面積の合計が200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(100㎡超)
	観覧場 公会堂 集会場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の面積の合計が200㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)
	博物館・美術館・図書館 ポーリング場 等	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上
グループC (平成30年度)	病院・有床診療所 旅館・ホテル	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)

※避難階にのみ対象用途がある場合は、定期報告対象外(避難階:直接地上へ通じる出口のある階)

## ○対象建築設備等一覧 報告は毎年

設備の種類	対象建築設備	要件
昇降機等	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	すべて(戸建住宅等は除く) フロアタイプに限る
建築設備	換気設備 排煙設備 非常用照明装置	中央管理方式の空調設備に限る 機械排煙設備に限る 非常用電源内蔵型でないものに限る
防火設備	防火扉 防火シャッター 等	特定建築物及び高齢者等の就寝の用に供する建築物のうち、 200㎡以上の建築物に設置するもの (常時閉鎖式防火設備、防火ダンパー等は除く)

大分市役所のホームページで定期報告について、さらに詳しい説明の閲覧や書式のダウンロードを行うことができます



定期報告についてのお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします

**問合せ先**  
**大分市役所7階 都市計画部開発建築指導課**  
**TEL:097-537-5635**